

移住支援金における各市町村の関係人口要件（※下記要件を満たし、かつ、市町村により個別に本事業における関係人口と認められる必要があります。）

No	市町村	該当要件	関係人口要件
1	秋田市	1の要件のいずれかに該当かつ2の要件いずれかに該当	<ol style="list-style-type: none"> 本市との関わりに関する要件 <ol style="list-style-type: none"> 転入日の属する年度及び当該年度前5年度内に6か月以上の期間を空けて2回以上本市にふるさと納税をしたことがある者。（ただし、1年度間に複数回ふるさと納税した場合は1回とみなすものとする。） 転入日の属する年度および当該年度前10年度内に本市内の大学等を卒業した者。 転入日の属する年度及び当該年度前3年度内に本市の地域づくり活動、地域活性化の活動又は体験事業に自主的に参加したことがある者。 転入日の属する年度の前々年度又は当該年度の前年度のいずれかの年度を初年度として、当該初年度から3年度連続で市長が定める方法により本市地場産品を購入した者。 就業要件（この就業要件については、子育て世帯移住促進事業補助金要綱の規定の例による。） <ol style="list-style-type: none"> 市内で新たに常用雇用される者。 市内で新たに事業を営もうとする者。
2	能代市	1,2の全てに該当	<ol style="list-style-type: none"> 移住支援金の申請日において、次のいずれかに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> 能代市移住体験ツアーへの参加経験をする者。 申請日の属する年度以前において、ふるさと納税を行った年度が二以上あること。 市内への転入後、市内において、新たに常用雇用（期間を定めず、又は概ね6月以上の期間を定めて雇用されることをいう。）され、又は新たに事業を営むこと。
3	横手市	1～3の全てに該当	<ol style="list-style-type: none"> 転入時に50歳未満であること。 横手市の転入人口として現に「よこてfun通信」を購読中であること。 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> 「横手暮らし体験事業」を利用したことがあること。 横手市移住体験事業に参加したことがあること。 転入日の属する年度を含め過去5年度において2回以上市にふるさと納税をしたことがあること。 ただし、同一年度に複数回ふるさと納税をした場合は1回とみなすものとする。 首都圏横手市ふるさと会連絡協議会に属する各ふるさと会の会員又は会員の家族であること。 市外で開催する横手市主催イベントに参加もしくは協力したことがあること。
4	大館市	1の要件のいずれかに該当かつ2の要件いずれかに該当	<ol style="list-style-type: none"> 市との関わりに関する要件 <ol style="list-style-type: none"> 転入日の属する年度又は転入日の属する年度の前年度から起算して5年度以内に市が主催、共催する移住体験ツアー等の参加経験があること。 転入日の属する年度又は転入日の属する年度の前年度から起算して5年度以内に市の移住促進事業（お試し「大館」暮らし）への参加経験があること。 転入日の属する年度又は転入日の属する年度の前年度から起算して5年度以内に市ふるさとワーキングホリデーへの参加経験があること。 転入日の属する年度又は転入日の属する年度の前年度から起算して5年度以内に市サテライトオフィス体験事業補助金の交付を受けた経験があること。 転入日の属する年度前10年以内に秋田看護福祉大学（秋田キャンパスを除く。）又は秋田職業能力開発短期大学を卒業していること。 転入年又は転入の前年から起算して5年以内で2年以上、本市にふるさと納税を行ったことがあること。 就業要件 <ol style="list-style-type: none"> 市内で新たに20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職していること。 市内で新たに事業を営んでいること。
5	男鹿市	1～4のいずれかに該当	<ol style="list-style-type: none"> 移住・関係人口に係る体験会や交流会に参加経験をする者。 本市のお試し移住体験に参加経験をする者。 本市の移住活動支援事業補助金を利用したことがある者。 ナマハグ伝導士の認定を受けた者。
6	湯沢市		ゆざわローカルアカデミー又は本市が認める関係人口構築イベントに参加した経験をする者。
7	鹿角市	転入時の世帯員のいずれかの年齢が50歳未満かつ1～4のいずれかに該当	<ol style="list-style-type: none"> 鹿角家の家族会員であり、転入時に入会歴が6か月以上の者。 若者世代ふるさとネットワークの会員であった者。 鹿角市のこれまでの移住体験ツアー（定期・いつでも）への参加経験をする者。 鹿角市お試し住宅の利用経験をする者。
8	由利本荘市	1,2の全てに該当	<ol style="list-style-type: none"> 由利本荘市移住まるごとネットワークに登録した上で転入した。 住民票を移す直前の3年間で、次の事業のうちいずれかに参加もしくは協力したことがある。 <ol style="list-style-type: none"> 本市が新市部及びオンラインで開催する移住イベント・相談会・就労体験等 本市が開催する移住体験・就労体験事業 友好都市との交流促進事業 絆の里づくり事業 ふるさと会交流事業 ふるさと応援大使による本市PR事業 首都圏等でのPRイベント ふるさと納税感謝祭 サテライトオフィス利用促進事業
9	潟上市	1～3のいずれかに該当	<ol style="list-style-type: none"> 潟上市に転入した日の属する年度を含めた過去3年間で、合計30万円以上の寄付をしたこと。 潟上市のふるさと会の会員であったこと。 潟上市が誘致した企業等の市内工場等に過去に勤務したことがあること。
10	大仙市	1,2の要件のいずれかに該当かつ3の要件に該当	<ol style="list-style-type: none"> 転入した日の属する年度を含め2年以上継続して大仙市にふるさと納税している者。 市が実施するオーガーマイト型移住体験、企画型移住体験若しくはグリーンツーリズムに参加した者。 市内企業等（官公庁を除く）に就職又は起業した者。ただし、就職に当たっては次に掲げる事項のいずれにも該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業業者への就業でないこと。 暴力団等の反社会勢力又は反社会勢力と関係をする法人への就業でないこと。
11	北秋田市	1,2のいずれかに該当	<ol style="list-style-type: none"> 北秋田市移住体験事業に参加経験がある者。 きたあきたふるさと寄付金による寄付をされた経験がある者。
12	にかほ市	1～4のいずれかに該当	<ol style="list-style-type: none"> 遊休施設等を活用した交流拠点（旧上郷小学校、旧上浜小学校）での活動に関わった者であること。 市民との連携によるまちづくり活動（大学連携、企業研修型ワークショップ）に関わった者であること。 SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報発信とネットワークづくりに関わった者であること。 県と連携して実施した「関係人口受入のための実践研修」に参加した者であること。
13	仙北市	1～5の全てに該当	<ol style="list-style-type: none"> 移住する直前において、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> 仙北市ふるさとサポーター又はその家族である者。 仙北市移住者の会の会員又はその家族である者。 市出身者で構成する首都圏ふるさと会の会員又はその家族である者。 勤務地が仙北市内に所在すること。 20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
14	小坂町	1,2の全てに該当かつ3,4のいずれかに該当	<ol style="list-style-type: none"> 転入時に申請者の年齢が50歳未満の者。 転入後、町内企業で新たに常用雇用されるか新たに事業を営む者。 小坂町移住体験ツアーへの参加経験がある者。 小坂町が行う、関係人口創出事業の参加経験がある者。
15	上小阿仁村	1,2の全てに該当	<ol style="list-style-type: none"> 転入時に50歳未満であること。 村への移住を目的として、宿泊を伴う上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設の利用実績を有する者。
16	藤里町	1に該当かつ2～4のいずれかに該当	<ol style="list-style-type: none"> 転入時に40歳未満であること。 藤里町が実施する移住ツアー参加経験を有する者。 藤里町で設置する「お試し住宅」を利用したことがある者。 藤里町関連ツーリズム体験に参加経験を有する者及び町が関連する移住定住事業に参画した経験を有する者。
17	三種町	1に該当かつ2～4のいずれかに該当	<ol style="list-style-type: none"> 転入時の年齢が49歳以下であること。 町委託団体が令和元年度以降に実施した移住定住支援事業への参加経験を有する者。 秋田県と町が連携して実施した関係人口受入のための実践研修への参加経験を有する者。 三種町関係人口創出事業補助金交付団体が実施する事業への参加経験を有する者。
18	八峰町	転入時に40歳未満であって1～4のいずれかに該当	<ol style="list-style-type: none"> 八峰町お試し移住ツアー参加経験を有する者。 八峰町交流促進事業を活用した事業に参加した経験を有する者（名簿で確認できる者に限る）。 八峰町関係ふるさと会会員であった者。 八峰町が開催又は出展した移住イベントに参加経験を有する者。
19	五城目町	移住する直前において1,2のいずれかに該当	<ol style="list-style-type: none"> 五城目HUBメンバーに登録済であること。 町主催のイベント「五城目ファンミーティング」又は教育留学等、現地体験ツアーへの参加経験を有すること。
20	八郎潟町	1,2のいずれかに該当	<ol style="list-style-type: none"> 当町の出身者や居住歴のある方。 町内企業に勤務経験のある方。
21	井川町	1,2の全てに該当	<ol style="list-style-type: none"> 転入時の年齢が50歳未満であること。 町が主催する行事等への参加経験があること。
22	大湯村	1,2のいずれかに該当	<ol style="list-style-type: none"> 大湯村の移住体験ツアーや農業体験の参加経験を有する者。 大湯村で開催されるイベント参加経験を有する者。
23	美郷町	1,2のいずれかに該当	<ol style="list-style-type: none"> 美郷町に住民票を移す直前に、東京都大田区に在住していること。 秋田・美郷町ふるさと会の会員又は会員の家族であること。
24	羽後町	1～4のいずれかに該当	<ol style="list-style-type: none"> 秋田県と連携して実施した「関係人口受入のための実践研修」（関係人口会議）への参加者であること。 町が実施する関係人口拡大事業「おむすびとプロジェクト」への参加者（おむすびと認定者）であること。 過去3年以内に町が実施する移住体験ツアーへの参加経験を有する者。 過去3年以内に町が設置する「羽後町体験住宅」の利用経験を有する者。
25	東成瀬村		東成瀬村応援団に登録し、かつ、転入日の属する年度を含め2年以上継続して村にふるさと納税をしたことがある者。（ただし、1年度間に複数回ふるさと納税した場合は1回とみなすものとする。）